

26 番	原田 学 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>1、誰もが安心して利用できる介護保険制度の充実を</p> <p><b>【質問趣旨】</b></p> <p>生活保護基準以下の方も介護保険料が徴収され、介護サービスを利用すれば、さらに利用料も徴収される。</p> <p>これでは、低所得者は介護サービスが利用しにくい制度となっている。またヘルパーなどの介護職員の給与は、現在も日本人の平均給与より、はるかに低い賃金になっており、常に介護の現場は人手不足に悩まされている。誰もが安心して利用できる介護保険にするための抜本的な見直しについて伺う。</p>	<p>(1) 高い保険料の引き下げを</p> <p>(2) とりわけ低所得者への保険料は市独自に引き下げるべきと考える</p>	<p>① 現在の介護保険制度では国は運営費全体の25%を賄うとされているが、R1～R3の国の負担割合の実態はどうか伺う。</p> <p>② 国の負担額25%と実際の割合との差額はいくらであり、また、それは誰の負担となるのか。</p> <p>③ 1号、2号の介護保険加入者の保険料の負担割合はどのようか。</p> <p>④ 保険料の決定にあたり、瀬戸市も実際には予定の保険料を収納率で割り戻して算定しているが、その理由と、割り戻さずに算定した額との差額はどれ程か。</p> <p>⑤ このように②の本来の国負担分との差額や割り戻し分の差額など、それらを全て1号被保険者の保険料に上乗せし、保険料を引き上げることは問題と考えるがどうか。</p> <p>⑥ 現在は第8期の介護保険である。しかしその保険料基準額は第1期に比べ約2倍になっているが、この20年間で2倍となる保険料は異常である。本来は、国の負担割合を35%～40%に引き上げ、1号被保険者の保険料こそ引き下げることが重要であり、市は国に申し入れるべきと考えるがどうか。</p> <p>① 瀬戸市は低所得の方の第1段階の保険料を国の基準額の0.45倍をさらに引き下げ0.25倍とする特例措置としている。その差額分は誰がどのように負担しているか。</p> <p>② このように国も認めている事は本来、非課税の世帯(又は個人)から保険料の徴収をすること自体が問題と考えるがどうか。</p> <p>③ 国が特例措置をとらざるを得ない収入(第1～第3段階)の状況は生保の受給者の保護費とほぼ同様または、それ以下であると考え。</p> <p>具体的には生活保護世帯における、介護保険料は保護費に含まれ、本人の負担は</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

26番	原田 学 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(3) 低所得の方の介護サービス利用料についても減免をすべきと考える	<p>ゼロとなることから市も同様とすべきではないか。</p> <p>④ 県内でも低所得対策として、非課税世帯に対しては独自の減免を行い、一般会計からの繰り入れをしている市町村もある。瀬戸市も同様に第1～第3段階の保険料をさらに引き下げるべきと考えるがどうか。</p> <p>⑤ コロナの影響で多くの市民の生活は苦しい中で、瀬戸市もコロナ減免を行ってきた。しかし、ほとんどが1回限りのものであった。コロナの長期化とその後の市民の生活はさらに厳しい状況であり、コロナ禍の前の収入との比較による、市独自の保険料減免とすべきと考えるがどうか。</p> <p>① 介護保険法第50条、第60条はそれぞれ居宅サービスや要支援者の予防サービス利用料の減免を定めている。また「特別の事情」によっても利用料の減免が認められているが、瀬戸市はこれらをどう認識し、市民へのPRを実施しているか。</p> <p>② 現在、県内で37%の市町村が利用料の減免をしている。実施については非課税世帯や老齢福祉年金受給者など各種の条件があるが、それを「特別な事情」とし、先の生活保護世帯並みの収入基準と同様とし、訪問介護や施設介護などの利用料の減免を行うべきと考えるがどうか。</p> <p>③ 補足給付について第1～第3段階の方に対し施設入所の際の食費や住居費の自己負担分については「特定入居者介護サービス費」とし介護保険の事業とするよう、国に申し入れるべきと考えるがどうか。当面は、市独自の減免制度も考えてはどうか。</p> <p>④ 上限を超える高額介護費用については、超えた分は一旦、本人の支払いとされる。後で払い戻しがされるが低所得者にとっては大きな負担となることから保険制度の中で高額を受領委任払い制度とするよう国に求めるべきと考えるがどうか。</p>

( 2 ページ)

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

26番	原田 学 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	<p>(4) より利用しやすい介護保険制度とするため総合事業の抜本の見直しをすべき</p> <p>(5) 介護保険制度の下で働く職員の賃金の引上げや事業所の支援を充実させることが重要</p>	<p>① 総合事業中の訪問系サービスについてはサービス A～D の種類を設けたが実質的に現在市内ではサービス A 型だけが実施されている。市として実態をどう捉え、B～D のないことをどのように分析しているか。</p> <p>② 訪問サービス A 型については緩和型とされ事業所としてもヘルパーの採用や、支援の内容も生活支援のみの内容とされ、不十分な事業と考えられている。また、ケアマネジャーとしても被保険者が重度となった場合には、併せて訪問サービスを実施している事業所の方を選択しやすいことからサービス A 型だけの事業所は敬遠されがちと伺っている。市としてサービス A 型をどう考え、今後どのように対応していくか伺う。</p> <p>③ 通所サービス A 型の事業についても一般のデイサービスは通常 1 回 3.5 h であるが 2 h でもよしとされており、風呂も緩和措置としてなくてもよいとされているが、利用者の声を市はどう受け止めているか。</p> <p>④ 介護ヘルパーなどの人材不足の解消と地域住民の協力 (共助) を頼りにサービス A 型を、市の事業として位置づける方針であるが、安価な介護事業を抜本的に見直しをすべきと考えるが、市はどう考えるか。国にも見直しを求めるべきと考えるがどうか。</p> <p>① 20 代後半の介護職員が介護職場から離れていく事例が報告されているが、市内の介護事業所で働く、職員の実態を市はどう捉えているか。</p> <p>② その主な原因は他の職種に比べ、介護の職場の 1 ヶ月の平均賃金が 7～8 万円も低く、人員の不足を非正規で補っている実態があるが、市はどう認識しているか。</p>

(3 ページ)

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

26番	原田 学 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
		<p>③ 介護の職場がより魅力があり、働き甲斐のある職場とするためには介護報酬の引き上げこそ必要であり、それは事業所の運営を支援することにもなる。そのためには、国をはじめ公の負担を大幅に増やすことこそ、重要と考える。市として誰もが安心して暮らせる介護保険とするため、国に対して申し入れるべきと考えるがどうか。</p>

- 備考
1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
  2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
  3. MS明朝体、12ポイントで記載する。